

平成8年3月29日付基発第181号「労働基準法施行規則の規定に基づき労働大臣が指定する単体たる化学物質及び化合物(合金を含む。)並びに労働大臣が定める疾病を定める告示の全部改正について」(抜粋)

## 第二 改正内容

- 一 化学物質及び化合物並びにこれらにばく露することによって生じる症状又は障害の追加について

(略)

- 二 症状又は障害の表現に関する改正について

(略)

(解説)

### (一) 列挙疾病の選定、分類等について

告示に掲げられている化学物質による疾病(がんを除く。以下この(一)の項において同じ。)の選定、表記等に関する基本的な考え方は、以下に掲げるとおりである。

#### イ 列挙疾病の選定

原則として、次の(イ)及び(ロ)に該当する疾病のうち、通常労働の場において発生しうると医学経験則上評価できるものを列挙疾病として規定した。

したがって、症例の報告があるものでも、それが事故的な原因による疾病や総取扱量が極めて少ない化学物質による疾病のように、一般的には業務上疾病として発生することが極めて少ないものは除かれている。

(イ) わが国において症例があったもの

(ロ) わが国において症例がなくとも、諸外国において症例が報告されているもの

#### ロ 疾病の分類

(略)

#### ハ 化学物質の配列

(略)

### 二 疾病内容の記載等について

#### (イ) 症状又は障害の例示

疾病の内容ないし病像については、労働の場で起こった症例のうち、文献において共通的に現れた症状又は障害を「主たる症状又は障害」として掲げたものである。したがって、動物実験等により人体に対する有害作用が推測されるにとどまっているような症状・障害あるいは化学物質への高濃度ばく露を受けて急性中毒死した場合等の際にみられる一般的でない障害や二次的な障害は原則として記載されていない。